二　「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施について」に規定する医療費公費負担受給の申請若しくは先天性血液凝固因子障害等医療受給者証に係る事項の変更の届出（以下この号において「申請等」という。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第六十九号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一から第六までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月二十八日

総務大臣　村上誠一郎

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～52　略］ 53　法別表第一の四十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一　略］ 二　出入国管理及び難民認定法第七条の二第一項の交付に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 三　出入国管理及び難民認定法第二十条第三項（同法第二十二条の二第三項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項又は第二十二条第二項（同法第二十二条の二第四項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 四　出入国管理及び難民認定法第二十条第三項（同法第二十二条の二第三項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項又は第二十二条第二項（同法第二十二条の二第四項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の許可に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～52　同上］ 53　［同上］ ［一　同上］ ［新設］ 二　出入国管理及び難民認定法第二十条第三項（同法第二十二条の二第三項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）又は第二十一条第三項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［新設］